

公立大学法人三条市立大学公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、公立大学法人三条市立大学及び三条市立大学（以下「法人等」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他公益通報に関する事項について定めることにより法人等における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人等又は法人等の役員若しくは教職員その他の者（以下「教職員等」という。）について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人等、行政機関又は保護法第2条に規定するその他の者に対して、通報することをいう。

- (1) 公立大学法人三条市立大学定款第8条に規定する役員
 - (2) 公立大学法人三条市立大学教職員就業規則第2条に規定する教職員
 - (3) 公立大学法人三条市立大学非常勤教職員就業規則第2条に規定する非常勤教職員
 - (4) 前3号の退職者
 - (5) 三条市立大学の学生
 - (6) 法人等と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき法人等において、業務に従事する者
- 2 この規程において、「公益通報者」とは、公益通報した者をいう。
- 3 この規程において、「通報対象事実」とは、保護法第2条第3項に定義する法令等及び諸規程等の違反行為をいう。

(窓口)

第3条 公益通報の受付及び相談に応じる窓口（以下「窓口」という。）を次のとおり設置する。

- (1) 内部の窓口 General Affairs Unit
- (2) 外部の窓口 法人等が指定する法律事務所

(通報の方法)

第4条 前条の窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会とする。

- 2 窓口担当者は、電話及び面会以外の方法で通報又は相談があったときは、公益通報者に対し、速やかに受領した旨を通知するものとする。ただし、匿名の場合は、この限りではない。

(通報制限)

第5条 公益通報者は、虚偽の通報、他者の誹謗中傷その他不正の目的で通報を行つてはならない。

(通報後の措置)

第6条 理事長は、窓口で受け付けた公益通報の内容について、適宜報告を受けるものとする。

2 理事長は、必要に応じて、教職員等又は法人等が指定する法律事務所の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 前項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに理事長に報告するものとする。

(是正措置等)

第7条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第8条 理事長は、第6条第3項の報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与した者に対して、処分を行う。

(公益通報者への通知)

第9条 理事長は、第6条の調査が完了したときは、必要に応じて、公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第10条 法人等は、教職員等が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該教職員等に対して、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第11条 規程に基づき公益通報を受け付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報及び調査の中で得られた個人情報について、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。